

Ⅵ. 手 当 金・負 担 金

へい殺畜等手当金交付申請書

農林水産大臣 加藤 六月 殿

昭和61年10月23日

住所 糸満市字座波611
氏名 上原 佑昇

下記のとおり家畜伝染病予防法第58条第1項の規定による手当金124,800円の交付を受けたいので、へい殺畜等手当金交付規程により申請します。

記

評価番	価号	病名	家畜又は物品名	種類	評価月日・殺(死亡)又は焼却(埋却)月日	手当額	備考
1533-1535 1545-1565	豚コレラ		豚 (21頭)		昭和 61. 10. 9 " 61. 10. 11	124,800円	法第58条第1項第3号30,660円 法第58条第1項第1号94,140円
計							

焼却 (埋却) 費負担金交付申請書

農林水産大臣 加藤 六月 殿

昭和 年 月 日

住所 糸満市字座波611
氏名 上原 佑昇

下記のとおり家畜伝染病予防法第59条の規定による負担金33,462円の交付を受けたいので、へい殺畜等焼却埋却費負担金交付規程により申請します。

記

評価又は整理番号	家畜の種類又は物品名	病名	焼却(埋却)月日	申請額	備考
1545~1562	豚 (18頭)	豚コレラ	昭和61. 10. 11	33,462円	
計					

埋 却 の 経 費

経費の説明 (具志川市、糸満市、東風平町)

実 月	施 日	区 分	人 数			夫 単 価		賃 金 額	そ の 他 の 単 価		計	左 の 相 当 額	所 住	有 所 ・ 氏 名	者 名
			人	数	人	単	価		数	単					
昭和61 10. 9		埋却のための人夫 雇上	4			6,185円		24,740円			24,740円	12,370円	具志川市字具志川3159-4 名 護 朝 英		
"		埋却のための重機 運搬 (往復)							1 台	9,000 (往復)	9,000	4,500	"		
"		埋却のための重機 借上							7 hrs	4,500/hr	31,500	15,750	"		
		小 計						24,740			65,240	32,620			
昭和61 10. 11		埋却のための人夫 雇上	5			6,185		30,925			30,925	15,462	糸満市字座波611 上 原 佑 昇		
		埋却のための重機 運搬 (往復)							1 台	9,000 (往復)	9,000	4,500	"		
		埋却のための重機 借上							6 hrs	4,500/hr	27,000	13,500	"		
		小 計						30,925			66,925	33,462			
昭和61 10. 11		埋却のための人夫 雇上	5			6,185		30,925			30,925	15,462	東風平町字志多伯299の2 神 谷 徳 繁		
		埋却のための重機 運搬 (往復)							1 台	9,000 (往復)	9,000	4,500	"		
		埋却のための重機 借上							6 hrs	4,500/hr	27,000	13,500	"		
		小 計						30,925			66,925	33,462			

埋却証明書

昭和 年 月 日

沖縄県知事 西 銘 順 治

家畜伝染病予防法第21条第1項又は第23条第1項の規定による埋却に要した費用の額は、下記のとおりであることを証明する。

記

評価又は 整理番号	家畜の種類 又は物品名	病名	殺(死亡)月日 埋却月日	所要額	左の 相当額	住所	所有者 氏名	担当家畜 防疫員氏名	摘要
1247~1267	豚	豚コレラ	昭和61. 10. 9 " 61. 10. 9	65,240円	32,620円	具志川市具志川 3159-4	名護朝英	喜屋武盛徳	
1545~1562	"	"	昭和61. 10. 11 " 16. 10. 11	66,925	33,462	糸満市字座波 611	上原佑昇	唐真正次	
1563~1583	"	"	昭和61. 10. 11 " 61. 10. 11	66,925	33,462	東風平町字志多伯 299の2	神谷徳繁	又吉正直	
1584~1593	"	"	昭和61. 10. 11 " 61. 10. 11	68,610	34,305	南風原町字喜屋武 47	野原義功	喜屋武盛徳	
159~1619	"	"	昭和61. 10. 13 " 61. 10. 13	61,850	30,925	糸満市字阿波根 1290-2	具志保一	喜屋武盛徳	
計									

動物評価具申書

農林水産大臣 加藤 六月 殿

昭和 年 月 日

沖縄県知事 西銘 順治

家畜伝染病予防法第58条第3項の規定に基づき、下記のとおり具申する。

記

(病名) 豚 コ レ ラ (法第58条第1項第1号)												
評価番	動物の種類	動物の種類	殺命令月日・評価月日 殺(死亡)月日	性別及び年齢	品種	役・頭数	動物の評価額	手当金基準額	死体の利用評価額	差引手当額	住所	所有者氏名
1247～1267	豚	豚	昭和61.10.9 // 61.10.9	25～37 38～65(平均50) 66～110(平均74)	雑種	肉用	8 8 5	12,776 17,150 25,382	0 0 0	34,064 45,728 42,300	具志川市具志川 3159-4	名護朝英
1545～1562	豚	豚	昭和61.10.11 // 61.10.11	25～37 38～65(平均50)	//	//	6 12	12,776 17,150	0 0	25,548 68,592	糸満市字座波 611	上原佑昇
1563～1583	豚	豚	昭和61.10.11 // 61.10.11	25～37 38～65(平均50) 66～110(平均80)	//	//	5 12 4	12,776 17,150 27,440	0 0 0	21,290 68,592 36,584	東風平町字志多伯 299の2	神谷徳繁
1584～1593	豚	豚	昭和61.10.11 // 61.10.11	25～37 38～65(平均50)	//	//	9 7	12,776 17,150	0 0	38,322 40,012	南風原町字喜屋武 47	野原義功
1594～1619	豚	豚	昭和61.10.13 // 61.10.13	38～65(平均50) 66～110(平均90)	//	//	16 4	18,865 30,870	0 0	100,608 41,160	糸満市字阿波根 1290-2	具志保一
	計						96			562,800		

(病名) 豚 コ レ ラ (法第58条第1項第3号)												
評価番	動物の種類	動物の種類	殺命令月日・評価月日 殺(死亡)月日	性別及び年齢	品種	役・頭数	動物の評価額	手当金基準額	死体の利用評価額	差引手当額	住所	所有者氏名
1244～1246	豚	豚	昭和61.10.8 // 61.10.8	25～37 38～65(平均50) 66～110(平均74)	雑種	肉用	3	12,776円	0	30,660円	具志川市具志川 3159-4	名護朝英
1533～1535	豚	豚	昭和61.10.9 // 61.10.9	25～37	//	//	3	12,776	0	30,660	糸満市字座波 661	上原佑昇
1536～1538	豚	豚	昭和61.10.10 // 61.10.10	25～37	//	//	3	12,776	0	30,660	東風平町字志多伯 299の2	神谷徳繁
1539～1541	豚	豚	昭和61.10.10 // 61.10.10	25～37	//	//	3	12,776	0	30,660	南風原町字喜屋武 47	野原義功
1542～1544	豚	豚	昭和61.10.11 // 61.10.11	38～65	//	//	3	17,150	0	41,160	糸満市字阿波根 1290-2	具志保一
	計						15			163,800		

農業雇用労賃、勤労者給与

区分 年月	農業雇用労賃 (男子1人1日当たり)	製 造 業		
		30 人 以 上		
		現金給与総額	決って支給する給与	総 実 労 働 時 間
昭和 40 年	853	36,106	28,817	191.8
41	934	40,510	32,064	193.0
42	1,037	45,568	35,759	193.9
43	1,241	52,699	40,638	193.0
44	1,372	61,755	46,719	190.0
45	1,611	71,447	53,612	187.4
46	1,808	81,010	61,185	184.3
47	2,027	93,627	70,670	183.3
48	2,412	116,271	84,601	182.0
49	3,210	146,464	105,600	173.2
50	3,640	163,729	121,825	167.8
51	3,852	183,557	137,539	173.9
52	4,441	200,754	151,200	174.5
53	4,620	214,575	162,650	175.6
54	4,789	227,753	170,898	177.9
55	5,054	244,571	182,321	178.2
56	5,330	259,729	193,372	177.4
57	5,543	269,583	201,644	177.0
58	5,697	278,894	209,874	178.0
59	5,850	291,891	220,047	180.5
60	5,981	299,531	225,653	179.7
60. 1	5,819	231,255	218,233	157.9
2	6,090	225,178	224,412	183.7
3	6,192	228,007	223,991	177.1
4	6,120	228,256	224,950	188.6
5	6,134	229,676	224,666	172.2
6	6,155	368,430	229,083	188.8
7	5,840	463,341	227,661	186.5
8	5,718	263,016	223,777	169.3
9	5,807	229,610	227,302	182.2
10	5,937	229,107	227,347	179.5
11	5,733	241,549	228,493	188.4
12	5,862	653,898	227,774	182.4
61. 1	5,945	237,475	223,063	158.6
2	6,210	230,376	229,474	183.0
3	6,316	233,150	228,854	176.7
4	6,260	234,653	231,468	184.8
5	6,282	235,201	230,604	173.0
6	6,307			
7	5,977			
8	平均 6,185 円			
9				
10				
11				
12				

〔資料〕 1. 農業雇用労賃は、農林水産省統計情報部「農村物価指数」

2. 勤労者給与は、労働省官房政策調査部「毎月勤労統計調査報告」

評価額算定基準(豚)

1. 豚の評価額の算出については、家畜市場における子豚セリ市場格及び(財)沖縄県畜産公社の補てん基準価格を基礎とした。
2. 子豚価格については、子豚家畜市場における昭和61年10月1日から21日までの平均価格12,776円を採用した。
3. 哺乳子豚については、セリ市場平均価格から生後25kg位までに要する飼料費を控除した額とした。
 $12,776 \text{ 円} - 3,040 \text{ 円} = 9,736 \text{ 円}$
4. その他の肥育豚については、(財)沖縄県畜産公社の肉豚価格安定事業における枝肉の補てん基準価格490円/kgを生体換算70%で算出した。
 $\text{平均体重kg} \times 70 / 100 \times 490 \text{ 円} = \text{評価額}$
5. 母豚については、沖縄県食肉センター株式会社、母豚大買物評価額枝肉 上300円を基準として生体換算70%で算出した。
6. 豚の区分は次のとおりとする。

哺乳子豚	子豚	肉豚	種豚
(0日～30日令)	(25～37kg)	(38～110kg)	